

## 第一種銃猟新規登録支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、第一種銃猟新規登録支援金（以下「支援金」という。）の交付について、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この支援金は、第一種銃猟を開始するためにかかる経済的負担を軽減することにより、新規狩猟者の確保、育成に寄与し、もって有害鳥獣の捕獲体制の充実・強化に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「第一種銃猟免許」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第39条第2項に規定する第一種銃猟免許をいう。

2 この要綱において「狩猟者登録」とは、鳥獣保護管理法第55条第2項に規定する狩猟者登録をいう。

### (交付の対象及び支援金の額)

第4条 支援金の交付の対象となる者は、栃木県内（以下「県内」という。）に住所を有し、令和4年度以降に第一種銃猟免許を取得し、令和6年度に県内で第一種銃猟の狩猟者登録を受けた者で、令和4年度、令和5年度に県内で第一種銃猟に係る狩猟者登録を受けていない者とする。

2 1人当たりの支援金の額は、20,000円とする。

### (交付の申請)

第5条 規則第4条第1項に規定する申請書は、第一種銃猟新規登録支援金交付申請書（別記様式第1）とし、狩猟者登録を受けた後、速やかに所管環境森林事務所長又は森林管理事務所長（以下、「所長」という。）に提出するものとする。

2 所長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請書の写しを知事に送付する。

### (交付の決定)

第6条 所長は、支援金の令達が行われたときは、交付の決定を行い、別記様式第2により、補助事業者等に通知する。

### (交付の請求)

第7条 補助事業者等は、前条の規定により交付決定の通知を受けたときは、第一種

銃猟新規登録支援金交付請求書（別記様式第3）を所長に提出するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の事業に適用する。

別記様式第 1 (第 5 条関係)

第一種銃猟新規登録支援金交付申請書

年 月 日

所長 様

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名

(連絡先電話番号 )

年度において、第一種銃猟新規登録支援金の交付を受けたいので、栃木県補助金等交付規則第 4 条の規定により申請します。

記

1 交付申請額 円

別記様式第2（第6条関係）

第 号

令和 年 月 日

様

所長

第一種銃猟新規登録支援金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました第一種銃猟新規登録支援金については、  
栃木県補助金等交付規則第5条の規定に基づき下記のとおり支給することに決定しま  
したので、通知します。

記

交付決定額 円

別記様式第3（第7条関係）

第一種銃猟新規登録支援金交付請求書

金 円也

ただし、 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた  
第一種銃猟新規登録支援金  
上記のとおり請求します。

年 月 日

所長 様

住 所

ふりがな  
氏 名

(連絡先電話番号 )

|                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| 口座<br>振替<br>金融<br>機関 | 銀行<br>支店                 |
|                      | 1 普通預金<br>2 当座預金<br>口座番号 |
| 口座名義<br>(フリガナ)       |                          |